

入院中に住宅改修を実施する場合におけるリハビリテーション専門職の関与について

令和元年5月10日
安来市健康福祉部介護保険課

介護保険居宅介護（支援）住宅改修の実施について、退院後の円滑な在宅復帰を支援するため、入院中に住宅改修を実施することを承認しています。今後は、下記のとおり取り扱いを一部変更することをお知らせいたします。

記

- 1、目的 リハビリテーション専門職の専門的な見地からの意見を反映することで、これまで以上に被保険者のスムーズな退院後の在宅生活を支援する。
- 2、変更書類 住宅改修が必要な理由書
- 3、変更点 入院中に住宅改修を実施する場合に限り、改修の実施前にリハビリテーション専門職が自宅を訪問。改修箇所を点検し、その意見を記載する。
- 4、変更時期 令和元年6月1日提出分
- 5、その他 リハビリテーション専門職の意見を聞き取り、作成者の代筆も可能。